

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

令和6年2月14日

佐賀県知事 山口 祥義

1 大規模小売店舗の変更に係る届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：ドラッグストアモリ上峰店・シャトレーゼ佐賀上峰店

所在地：佐賀県三養基郡上峰町大字坊所字二本谷2495-7 外

(2) 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(イ) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

・ 駐輪場の位置及び台数

・ 荷さばき施設の位置及び面積

(ウ) 大規模小売店舗の運営方法に関する事項

・ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

・ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

※詳細は縦覧する関係書類をご確認ください。

(3) 変更する年月日

令和6年3月1日（予定）、令和6年9月25日（予定）

2 届出年月日

令和6年1月24日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県産業労働部産業政策課

(2) 縦覧期間

令和6年2月14日から

令和6年6月14日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県産業労働部産業政策課（郵便番号 840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に到着するよう提出してください。